

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに職員（以下「役員等」という。）が出張する場合の旅費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が本会業務を遂行するために出張した場合は、その者に対し旅費を支給する。

2 役員等が他の機関又は本会の依頼に応じ、公務の遂行を補助するために出張した場合には、その者に対して旅費を支給する。ただし、他の機関から旅費の支給を受けたときは、その額を調整する。

3 旅費の支給を受けることができる者が、出発前に出張命令を変更され、当該出張のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

4 旅費の支給を受けることができる者が、出張中に交通機関等の事故又は天災その他の事情により、概算払を受けた旅費額（概算払いを受けなかった場合においては、概算払いを受けることができた旅費額に相当する金額。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において旅費として支給する。

(出張の命令等)

第3条 出張は、あらかじめ出張命令簿（様式第1号）により会長又は会長の委任を受けた者の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定による出張は、予算の範囲内において行わなければならない。

3 出張命令者は、すでに発した出張命令等を変更する必要があると認める場合は、出張者の申請に基づきこれを変更することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空出張について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）出張について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路出張及び航空出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 出張雑費は、出張に伴う雑費について支給する。

(旅費の計算)

- 第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。
- 2 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道出張にあつては400キロメートル、水路出張にあつては200キロメートル、陸路出張にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を越えることが出来ない。
- 3 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(旅費の請求手続き)

- 第6条 旅費(概算払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとするものは、旅費請求書(様式第2号)に必要な書類を添えて、これを第3条に規定する決裁者に提出しなければならない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後速やかに、当該出張について前項の規定する旅費の精算をしなければならない。
- 3 第3条に規定する決裁者は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、会計責任者に命じ、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

- 第7条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃及び急行料金及び座席指定料金による。
- (1) 旅客運賃の等級を設ける線路による出張の場合においては、下級の運賃
- (2) 旅客運賃の等級を設けない線路による出張の場合においては、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による出張の場合においては、前号に規定する急行料金
- ア 第1号の規定に該当する線路による出張の場合においては、同号に規定する旅客運賃の等級と同一等級の急行料金
- イ 前号の規定に該当する線路による出張の場合においては、その乗車に要する急行料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合においては、第1号又は第2号に規定する急行料金のほか座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による出張で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で、片道100キロメートル以上のものに限り支給する。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃

(2) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合においては、前2号に規定する運賃及び寝台料金のほか座席指定料金

2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による出張の場合には、これらに規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第10条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で出張の実費を支払うことができない場合においては、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(日当)

第11条 日当の額は、別表の定額による。

2 路程鉄道800キロメートル未満、水路片道400キロメートル未満又は陸路200キロメートル未満の出張の場合における日当の額は、前項の規定を適用しない

2 鉄道、水路又は陸路にわたる出張については、鉄道片道4キロメートル、水路片道2キロメートルをもってそれぞれ陸路片道1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。鉄道片道100キロメートル以上、水路片道50キロメートル以上又は陸路片道25キロメートル以上の出張の場合における日当の額は、別表1の定額による。

3 市内における出張及び事務連絡については、日当を支給しない。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路出張及び航空出張については、公務上の必要又は天災その他

やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（食卓料）

第13条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に支給する場合又は船賃若しくは航空賃は要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

（出張雑費）

第14条 出張雑費の額は、有料道路の料金及び駐車料の実費等の額による。

（在勤地内出張の旅費）

第15条 市内における出張については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる額の旅費に限り支給する。ただし、車賃については、片道8キロメートルを超えた距離について支給する。

(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、その鉄道賃、バス賃又は車賃

(2) 公務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合においては、別表の宿泊料定額範囲内の実費額の宿泊料

（海外出張）

第16条 海外出張の旅費については、本巢市職員の外国出張の旅費の例を適用し、その都度本会の会長（以下「会長」という。）が定める。

（旅費の調整）

第17条 規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上困難である場合においては、会長が別に定める旅費を支給することができる。

（委任）

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は「本巢市職員等の旅費に関する条例」等によるもののほか、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当 (1日につ き)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (一 夜 に つ き)
		甲 地 方	乙 地 方	
役 員	2,600円	13,100 円	11,800 円	2,200円
5級の職にある者	2,200円	10,900 円	9,800円	
4級以下の職にある者	1,700円	8,700円	7,800円	

(備考)

- 1 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規程の例による。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(備考)

[甲地方とは宿泊地が次の場合をいい、乙地方とは甲地方以外をいう。]

関東：東京23区、八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、町田、小金井、国分寺、国立、狛江、多摩、稲城、西東京、さいたま、千葉、横浜、川崎、横須賀、鎌倉、葉山

東海：名古屋

京阪神：京都、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、吹田、泉大津、高槻、貝塚、守口、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川、和泉、箕面、高石、東大阪、神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚

九州：福岡

旅 費 請 求 書

会計年度	平成 年度	サービス区分						
会計名	一般福祉事業 / 公的福祉事業 / 指定管理事業							
所属部署								
職名・担当								
氏 名	印							
出発月日	出張先	用務	鉄道(航空・船)賃		車賃 (陸路)	日当	宿泊料	計
			路程運賃	急行料金等				
月 日 月 日			円	円	円	全 半 円	甲 乙 夜 円	円
月 日 月 日								
月 日 月 日								
月 日 月 日								
月 日 月 日								
月 日 月 日								
月 日 月 日								
計								